甲種防火管理再講習 受講案内

峡南広域行政組合消防本部

1　講習の種類

この講習は、平成１５年６月の消防法改正により、高度な防火管理者を必要とする比較的大規模な防火対象物の防火管理者に対し、５年に１度の再講習を受講することが義務付けられ、平成１８年４月１日から施行された消防法施行規則第２条の３第１項の規定による甲種防火管理再講習です。

2　講習の日時及び定員

令和９年２月３日（水）午後１時３０分から午後４時３０分まで

定員　３０名（定員になり次第締め切り）

3　講習の場所

山梨県西八代郡市川三郷町下大鳥居７５０番地１

峡南広域行政組合消防本部　２階　大会議室

4　受講義務対象

劇場・飲食店・店舗・ホテル・病院など不特定多数の人が出入りする建物（特定防火対象物）のうち、収容人員が３００人以上の甲種防火対象物の防火管理者として選任された者が受講義務対象となります。

5　受講義務期限

(1) 防火管理者として選任された日から４年以上前に、甲種防火管理新規講習又は再講習を修了している者は、選任された日から１年以内に再講習を受講しなければならない。

(2) 防火管理者として選任された日から４年以内に、甲種防火管理新規講習又は再講習を修了している者は、新規講習又は再講習修了の日から５年以内に再講習を受講しなければならない。

6　受講申込書の受付

(1) 受付日時

令和８年１２月１４日（月）から１２月１８日（金）までの５日間

午前９時００分から午後４時３０分まで　　（定員になり次第締め切り）

(2) 受付場所及び問合せ先

山梨県西八代郡市川三郷町下大鳥居７５０番地１

峡南広域行政組合消防本部　１階 消防本部予防課　　℡ 055-272-7613（直通）

7　受講申請

(1)　受講申請書（印必要)、並びに甲種防火管理修了証を添え、本人が直接申し込む。また、本人確認のため運転免許証・健康保険証等を持参して下さい。

なお、郵送・電話等による受付は致しませんので、注意して下さい。

※ 受講案内・申請書は、峡南消防本部予防課と管内各消防署に用意してある他、峡南消防本部のホームページからもダウンロード出来ます。

(2)　写真（縦４cm×横３cm の６ケ月以内に撮影した単身、無帽、正面上半身で背景の無いもの）1 枚が必要となります。

(3)　受講料２，０００円（テキスト代含む）については、講習当日の受付時に徴収いたします。

8　講習科目・時間

科　　目	講 習 時 間	所要時間(分)
受　　付	13:30　～　13:45	15
受 講 案 内	13:45　～　14:00	15
防火管理の動向	14:00　～　15:00	60
休憩（１０分）	15:00　～　15:10	10
火災事例と法令改正	15:10　～　16:10	60
修 了 証 交 付	16:10　～　16:30	20

9　注意事項

(1) 体調不良等による受講取消しや当日欠席の場合は、(5)担当までご連絡下さい。

(2) 受講当日は、筆記用具、受講票、受講料を必ず持参して下さい。テキストは当日配布します。

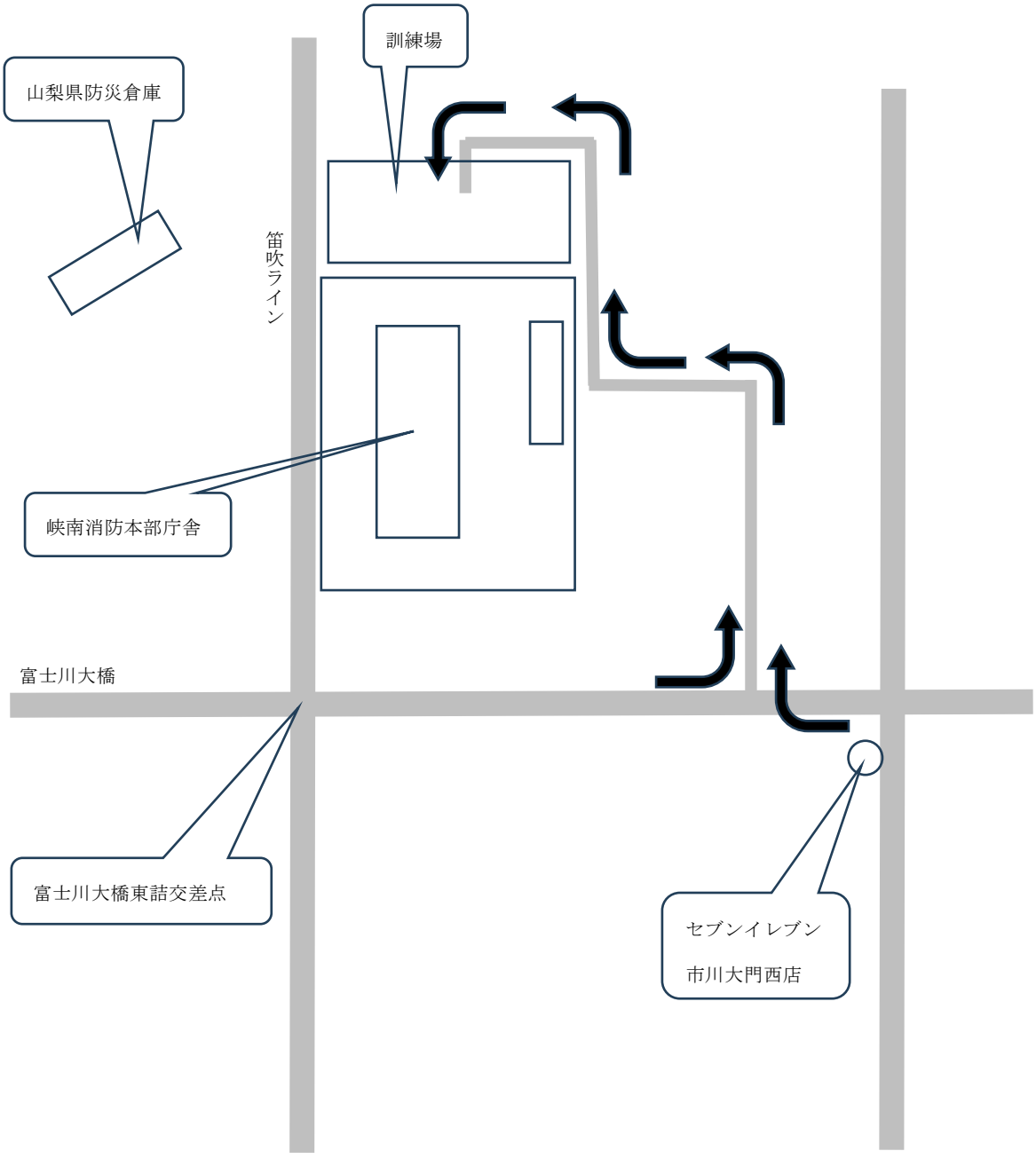
(3) 遅刻、早退の者への「修了証」の交付は出来ません。

(4) 駐車場は、建物北側の訓練場に駐車して下さい。(別添地図参照)

(5) その他ご不明な点は、峡南消防本部予防課にお問い合わせ下さい。

ＴＥＬ：０５５－２７２－７６１３（直通）　担当：秋山・池田　まで

駐車場案内図


訓練場
山梨県防災倉庫
笛吹ライン
峡南消防本部庁舎
富士川大橋
富士川大橋東詰交差点
セブンイレブン
市川大門西店